

宮城町村会だより

4-5

Apr.-May 2018

Vol.484

発行日 / 平成 30 年 5 月 16 日 編集・発行 / 宮城県町村会
〒 980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 (宮城県自治会館内) TEL 022-221-9201 E-mail: mchoson@poplar.ocn.ne.jp



町村会のうごき

連載【まちづくりの法律相談㊦】

第三者検証委員会について 2

よくわかる地方自治 Q&A

指定管理者制度導入の流れと注意点について

連続講義【自治体のあり方】

ルーツを感じて今に活かす

—伊達政宗公生誕四百五十年に想う—

健康づくりは「町づくり」

山口 貴之

涌谷町健康課



城山公園の桜が咲き誇るこの季節、私は涌谷町役場に入庁し、6年目を迎えました。私は管理栄養士として健康課で仕事をしています。主に、乳幼児健診での栄養相談、特定保健指導や地域での健康教室、幼稚園・保育所での食育セミナーの実施等、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた様々な業務に従事しています。

私が仕事をする上で大事にしていることは、食事の問題や相談内容は対象者によってそれぞれ異なるため、各事業を通して多くの町民と接することで、実際にどんなことで悩んでいたり不安に感じているかを理解し、話をよく聞き、気持ちに寄り添うことを心掛けています。最近増加してきた相談内容としては、インターネットやテレビ、本等で情報をすぐに手にすることができ、情報が正しく、信じれば良いのか不安になる方が多く、溢れている情報を整理し、分かりやすく伝えることが私達の大切な役割なのではないかと日々感じています。また、入庁当時に上司に教えていただいた「地域に出ること」、「人の繋がりを大切にすること」

と」も心掛けるようにしています。地域に出て、町民とコミュニケーションを図ることで、どんな生活習慣や食習慣を送っているのか、実際に会って話をすることで、机上では気づかない情報も多くあります。そして、何よりも顔を見てコミュニケーションを図ることで、顔を覚えていただき、町民との繋がりができます。繋がりができると町民と共に様々な事業を実施したり、私達が「こういうことをしたい」ということに対して、「こういうのはどう」と提案をいただいたりすることもあります。

健康づくりは「町づくり」です。町の活性化にはまずは、町民が健康であることが大切だと思います。そのために、町の実態を把握し、課題を見つけ、町民が自分達の問題としてとらえ、一人一人が課題解決のために何をするかを自らが選択し、取り組めるように支援することが私の役目だと思います。

これからも地域に向き、人との繋がりを大切にし、食を通しての健康づくりに今後も町民と共に取り組んでいきたいと思っています。

CONTENTS

-
- 2 HumanMessage ヒューマン・メッセージ
涌谷町健康課 山口 貴之
-
- 4 町村会のうごき
新規採用職員研修、平成 30 年度の県町村会
-
- 6 【まちづくりの法律相談】第 89 回
第三者検証委員会について 2
弁護士 佐藤 裕一
-
- 8 【よくわかる地方自治 Q&A】
**指定管理者制度導入の流れと
注意点について**
宮城県総務部市町村課行政第一班
-
- 10 【連続講義】自治体のあり方
ルーツを感じて今に活かす
— 伊達政宗公生誕四百五十年に想う —
一般社団法人公共経営支援協会 代表理事 坂口 正治
-
- 12 町村会からのお知らせ
町村会日誌・共済事業アレコレ
町村会の予定 6-7月・編集室
-

Laville 【ラ・ヴィレ】
畠町村会だより

Apr.-May 2018
Vol.484

4-5



おおがわら桜まつり
一目千本桜(ひとめせんぼんざくら)
(大河原町)

【風の景色】

大正 12 年に大河原町出身の実業家「高山開治郎氏」の寄贈により、白石川堤に千本余りの「ソメイヨシノ」が植樹され、100 年近く経った今もお、春には薄桃色の花を開花させ、大勢の花見客を出迎えています。

写真・文 提供 大河原町総務課

二二町村二組合より一八九名を迎え ―三班編成、二日間の日程で開催―



第1班



第2班



第3班

〔研修日程〕

1班	4月17日(火)	4月18日(水)
2班	4月19日(木)	4月20日(金)
3班	4月24日(火)	4月25日(水)
10:00 10:15 10:30	オリエンテーション 開講式	『接 遇』
	『地方自治とは』	
12:00	昼 食	昼 食
13:00	『予算のしくみ』	
14:00 14:15	休 憩	休 憩
	『文書の取扱い』	『仕事の進め方』
15:45 16:00	休 憩	休 憩
	『宮城県町村会の 事業等について』	閉講式
16:20		

県町村会は、4月17日から25日までの間、県自治会館を会場に平成30年度新規採用職員研修を開催しました。

研修は地域ごと三つの班に別れ、それぞれ二日間の日程で行われました。

平成 30 年度の県町村会（事業計画概要）

〔基本方針〕

町村では、国際化、情報化、少子・高齢化が急速に進行しつつあり、震災からの復興事業に加え、行政需要はその量・質ともにますます複雑化するなど、克服すべき多くの課題を抱えている。

本会は、これらの課題解決に寄与するとともに、町村行政の円滑な運営と町村自治の発展を図るため、全国町村会及び各関係団体と連携しながら、政務活動、自治振興事業及び各種災害共済事業等を積極的に展開していく。

《会議》会務運営のため、次の会議を開催。▼町村長会議▼正副会長会議及び監事会▼町村総務課長会議を必要に応じて開催。

《政務調査活動》町村共通の行財政課題の解決に向け、▼調査研究活動ー政務委員会（総務建設・産業経済・厚生文教）および政務委員会幹事会の設置。▼要望活動①国会、政府関係省庁、宮城県等への要請。

②本県関係国会議員及び県首脳部等との意見交換会の開催等

《情報活動》▼ホームページの活用▼宮城町村会だよりの発行▼宮城県町村会紹介パンフレットの配布

《研修事業》地域社会の発展、住民福祉の向上と地方自治の振興に資するため、▼町村長研修▼副町村長研修▼人づくり政策研修▼移動研修（まちづくり研修）▼企画・財政政策合同研修▼農業農村政策研修▼税務担当課長等研修▼人事行政研修▼面接技法等研修▼新規採用職員研修▼研修派遣事業▼町村職員研修受講助成事業

《自治振興対策事業》▼市町村職員採用試験▼法令外負担金適正化措置▼自治功労者表彰▼非常勤職員公務災害補償事業▼町村行政法律相談▼町村税務課長代表者会議

《災害共済事業》町村の財産保全と財政の安定並びに町村職員の福利厚生、不慮の災害における相互救済を目的に次の事業を実施。▼一財）全国自治協会建物災害共済▼（同）自動車損害共済

▼全国町村等職員団体生命共済（弔慰金）▼全国町村会総合賠償補償保険▼全国町村会災害対策費用保険▼全国町村職員生活協同組合火災共済▼（同）自動車共済▼（同）特定疾病保険▼全国町村等職員任意共済保険▼全国町村会収入補償保険▼全国町村等職員個人年金共済

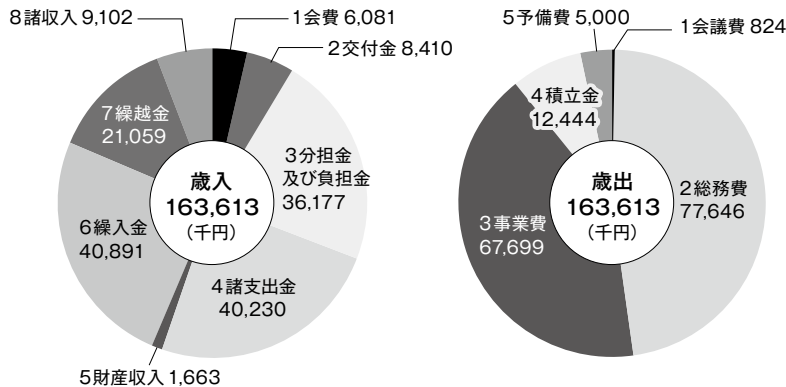


〔団体別受講者数〕

蔵王町	11	利府町	8
七ヶ宿町	3	大和町	14
大河原町	14	大郷町	9
村田町	5	大衡村	4
柴田町	13	色麻町	2
川崎町	5	加美町	14
丸森町	4	涌谷町	7
亘理町	12	美里町	15
山元町	4	女川町	5
松島町	11	南三陸町	18
七ヶ浜町	3		
みやぎ県南中核病院企業団	7		
宮城県市町村職員共済組合	1		

（計） 189

歳入歳出予算



た。初日は、町村職員が講師となり
地方自治や予算、文書事務を、二日
目は、民間コンサルタントを講師に
迎え接遇と仕事の進め方を受講しま
した。
県内の各町村・一部事務組合等か
らあわせて一八九名が受講しました。

相談者（Aさん） 前は第三者検証委員会（以下「第三者委員会」といいます）が様々な分野で設置され利用されていること、そして、真相究明と再発防止という本来の目的に沿った運用が大切であることを教えて頂きました。九州電力やらせメール事件のように、検証を依頼した企業と第三者委員会が対立することもあったと聞いて、とても驚きました。

弁護士 第三者委員会を設置する真の意図が多様であることからすると、今後とも依頼主と第三者委員会が対立することもあると思います。そして近時では、設置のきっかけとなった事故等において被害者となった方々が第三者委員会の検証中に、その進め方を強く批判するといったこともしばしば見られるようになっています。

Aさん 東日本大震災による津波で大きな被害を受けた石巻市の大川小学校の第三者委員会がそのような状況だったと聞きました。

弁護士 大川小学校の第三者委員会は多くの部分を公開して実施し、委員会と遺族側との意見交換会等も実施されたのですが、遺族側からは検証の仕方や、とりまとめに関して多くの意見や批判が出され、紛糾することもあったようです。遺族側では、最終報告書に対しても、遺族を無視した検証であるとか、責任の所在が明確にならない検証は意味が無い、といった批判をしています。その後、児

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第89回

第三者検証委員会について

2

童二三名の遺族が自治体に対して総額二三億円の損害賠償を求める訴訟を提起して、裁判所で審理されていることはご承知の通りです。

Aさん いじめ事件において、被害者側から第三者委員会の委員を推薦したいという要望が出されて、それを受け入れて構成される第

三者委員会も増えていると聞きました。

弁護士 そのような傾向になっていることは事実です。そして、委員の人選をめぐる、紛糾してしまい、活動がストップしてしまう第三者委員会も出てきているそうです。それだけ委員の人選は重要な意味を持つということなのでしょうが、そのような傾向を行き過ぎだと感じる方も多いと思います。

Aさん こうした傾向が進むことは、第三者委員会の真相究明と再発防止という本来の目的に資するのでしょうか。

弁護士 第三者委員会の委員には公正・中立さが求められるわけですが、真相究明と再発防止を目的とした検証が多様なバックボーンに支えられた委員によって行われることは幅広い議論に繋がり、意義があると思います。しかしながら、委員の中に遺族側、行政側を代弁するような立場の鮮明な委員が多くなってしまうと、責任の所在に踏み込むことになって裁判のような対立構造が生じてしまい、本来の第三者委員会の目的にはそぐわないといった事態も懸念されます。そうした場合には、委員長の適確なリーダーシップが重要になりますが、ご苦労されているケースもあるようです。

Aさん 難しい問題であることが、とてもよく判りました。次にこれまでに話が出ていない分野での自治体に設置された第三者委員会

の具体例を紹介して下さい。

弁護士 平成二六年一月一日四日に行われた第四七回衆議院議員総選挙の際の仙台市青葉区開票所において不適正な開票事務がなされたとして大きな問題になりました。区選管の三人の職員が関わって、投票者総数と実際の投票総数に誤差が生じたことから、辻褄を合わせようとして白紙投票数を水増しするなどして虚偽の報告書を作成していたことが発覚したのです。民主主義の根幹に関わる大きな問題ですので、仙台市は独自調査の後、関係者を公職選挙法違反で刑事告発し、この問題をめぐる第三者委員会を設置しました。「仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会」という名称で、再発防止策と選挙事務の適正化に係る提言を行うこととされました。大学の情報科学専攻の准教授が委員長となり、選挙に詳しい弁護士と他の政令市の選挙管理アドバイザーが委員という三名の構成でした。

Aさん この第三者委員会では、真相の究明も行ったのですか。

弁護士 第三者委員会の設置時には、仙台市による事実関係の調査が進んでいましたので、その調査結果を委員会に提出してもらい検討するという事で、関係者からの直接のヒアリング等は行っていない。最終報告である「不適正な開票事務に係る再発防止のための提言」では、白票数の水増しという不適



で確定させることを選択してしまった、と結論づけました。

Aさん この第三者委員会の検証・提言はどのようなものになったのですか。

弁護士 過去一〇年間に執行された選挙について市と区の開票管理委員会が記録の照合を行って調査・検証したものを第三者委員会に提出しました。第三者委員会は問題になった第四七回衆議院議員総選挙の開票事務に従事した職員と開票立会人に対して開票事務についてのアンケートを実施して、問題点・課題を探りました。その結果、技術的な改善点も多く提言されましたが、選挙が民主主義の根幹をなす制度であることに鑑みて、提言の基本的な考え方として次の五つの観点の重視を強調しています。①選挙事務は正確性を第一とすること、②ミスの抑制策を徹底すること③ミスは起こりうるものと想定し、その対処法を定めておくこと、④選挙事務は市職員の職務であると認識すること、⑤選挙事務について市民の理解を得ようと努めること

Aさん 私たちも選挙事務に携わりますので、この提言はとても参考になりそうです。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

《指定管理者制度導入の流れと注意点について》



められており、その理由は、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が定期的に見直す機会を設けるためとされています。実際には施設の設置目的や実情等を踏まえて適切に定めるべきものであるとされています。

⑤協定等の締結

指定管理者との協定には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいとされています。さらに、災害時の避難所に指定されている施設の場合は、災害発生時の役割分担についても、協定に盛り込む等あらかじめ明確化しておく必要があります。

⑥指定管理者による管理開始後の対応

指定管理者は毎年度終了後に事業報告書の提出が義務付けられているほか、普通地方公共団体の長においても施設の管理の適正を期するため、管理の業務又は経理の状況報告を求め、実地調査を行うことができるとされています。ま

た、監査委員監査や外部監査についても、地方公共団体の長の要求や監査委員等が必要と認めるときに行うことができることとなっています。

おわりに

指定管理者制度の一連の流れは前述のとおりとなりますが、①、③、④については議会の議決が必要となり、議会の日程に合わせて全体のスケジュールを立てることが必要となってきます。制度の導入にあたっては、適切な手続きを踏んでいただきたいと思います。

また、最近、指定管理料算定の適正性が問われる事案も発生しており、制度導入後も適切な評価を怠ることのないよう注意が必要です。施設の規模・態様は多種多様であることから、評価にあたっては公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することも一考であると考えられます。

宮城県総務部市町村課行政第一班

Q. 当町では新たにコミュニティセンターを設けるにあたって、施設の効率的な維持管理や住民サービスの向上のため、民間のノウハウを生かした指定管理者制度の導入を考えています。その一連の流れと注意点について教えてください。

A. **指定管理者制度について**

指定管理者制度は、地方自治法（以下、「法」といいます。）第 244 条の 2 第 3 項において規定されており、管理主体を公共団体、公共的団体、一定要件を満たす出資法人に限らず、民間事業者も可能とするもので、平成 15 年の法改正により制度化されました。公の施設の管理を地方公共団体以外が行うことで、効果的・能率的な管理や住民サービスの向上につながると考えられています。

制度導入の流れ

①対象となる公の施設に係る設置管理条例の制定及び指定管理者に係る事項を規定した条例の制定

始めに、法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、条例で名称、位置をはじめとする公の施設の設置及び管理に関する基本的事項を定める必要があります。また、初めて指定管理者制度を導入する場合は、法第 244 条の 2 第 4 項の規定により、条例で指定管理者の指定の手続、指定管

理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定める必要があります。

②指定管理者候補者の選定

法的に公募が規定されているわけではありませんが、指定管理者制度の趣旨に照らし、複数の申請者による公募が原則とされています。公募によらない選定の場合は、その合理的な理由を条例に規定しておく必要があります。合理的な理由の一例として、これまでの管理の実績等のほか、高い専門性や雇用創出等の地域への波及効果を掲げている自治体もあります。

③債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して指定管理料を支払うことが確実と見込まれる場合には、債務負担行為を設定する必要があります。

④指定管理者の指定

法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定」は行政処分的一种とされています。

「指定」にあたっては期間を設けることが求

ルーツを感じて今に活かす

—伊達政宗公生誕四百五十年に想う—

新

年度が始まり、新たな気持ちで仕事に邁進されていることだと思う。年度の出発となるこの時機には、今の原点につながる歴史をテーマに、自治体として大切にすることを感じて頂けるように論じてみたい。歴史と言えば、宮城県内にも、今の人・まち・文化の原点となる史実が多々ある。中でも、去年から今年にかけて言えば、生誕四百五十年を迎えた伊達政宗公にまつわることから語りたい。

四月上旬、筆者は東北本線の電車に乗って仙台に向かっていった。大河原駅から船岡駅までの桜並木を徐行で進む粋な心づかいに感謝しつつ、静かに舞い降りる桜吹雪に見とれていた。その時に思い浮かべたのは、「政宗さとしの桜」であった。この桜は、福島県伊達市梁川の梁川八幡神社の境内にある。この神社で十六歳の政宗公は、初陣祈願をされたと伝えられている。祈願後、その桜の下で休まれていると、長年の戦いに疲れ果てた侍大將が「戦いに明け暮れ、春を楽しむ暇がなかった。これを楽しみたいとい

う気持ちが起きて士氣に障る」と暇乞いをした。政宗公は軍扇に、古歌「春霞立つを見捨てて行く雁は 花なき里にすみやならえる」（古今和歌集 巻第一 春歌上 伊勢大輔）をしたため、その侍大將に遣わした。その意を和歌とかけて読み解けば、「この度の初陣祈願は、春（泰平の世）にしたいという願いからである。泰平の霞（兆し）が出ているのに、それを見捨てていく雁（侍大將）は、花なき里（泰平がない世）に住み慣れているのであろうか」ということになる。自分の身のことはかり考えていた侍大將は恥じ入り、切腹して果てようとした。それを政宗公は止め、「切腹するくらいなら暇をやらぬ。死ぬくらいなら共に参れ」とさとしたという。筆者は、この神社によくお参りし、その度にこの逸話を思い返していた。伊達氏発祥の地の福島県伊達市にあるこの神社で、政宗公初陣の逸話がこのように泰平を一心に願われ、家臣も共感したという形で言い伝えが残った。伊達氏と家臣団はその後、現在の宮城県の大半にわたる礎を築く発展に寄与したことは史実のとおり

である。その発展のルーツのひとつは、政宗公のこのような潔い覚悟と思いやりであったとも言えよう。

歴史は、人・まち・文化・自然の積み重ねであり、それによつて今がある。歴史を通して今を見ることは、何のために、自治体という団体があり、その職員として働いているのかを感じて今に活かす一助となる。

政宗公は、武のみならず、和歌、漢詩、書、能、茶の湯など文の面でも一流であった。これは、藤原氏を発祥としていることから、伊達家は代々武と文の両道を大切にしてきた家風にも由来する。筆者は、この文の面で言えば、茶の湯に少々関心があるので、これを絡めて政宗公の逸話を紹介したい。

文化教養の人として天下で注目されるようになったのは、豊臣秀吉公による小田原城攻めの参陣が遅れた時の危機を乗り越えてからだと言われている。その後、京や大坂を中心とした桃山文化で、江戸時代の初期は京を中心とした寛永文化の中でも、政宗公はその一流ぶりを発揮

された。桃山文化は、戦国武将の豪快さに影響を受けた線が太い面と、明日をも知れない命をその一瞬一瞬を輝かそうとする禪の影響を受けた潔い覚悟と繊細さを持ち合わせた面が入り混じったものだ。筆者は感じている。これを茶の湯で言えば、前者は秀吉公の豪奢なそれであり、後者は利休の活き活きとした侘びの茶に代表される。

一方、寛永文化は、泰平の世をあらわし、王朝文化を再活するものであった。茶の湯で言えば、戦国武将の豪快さと独特の奇抜さがあった古田織部公の御茶は、桃山文化から寛永文化へと向かう途中のものであった。その門弟でその後「綺麗さび」で自らの流を立て、織部公の後の將軍茶道頭となった小堀遠州公は、寛永文化の旗手であった。

このように、桃山文化から寛永文化の変遷に応じて、天下に影響を及ぼす茶人も、千利休から古田織部公、小堀遠州公、片桐石州公と変わっていった。政宗公は、利休居士、特に織部公と遠州公との交流が深くあった。その縁もあり、伊達家の茶頭は、織部公の門で学び、遠州公にとっても親しい仲であった清水道閑が務めた。さらに、二世清水動閑は、二代藩主伊達忠宗公の命により、石州公に学んだ。後に、三世清水道竿によって現在まで続く石州流清水派が確立される。

戦国武将のステイタスは、文武両道にすぐれ

ることであり、政宗公のそれは群を抜いていたことから、当世一流の文化人との親交が深かった。政宗公の豪快かつ意表を突く奇抜さは、秀吉公はじめ織部公の御茶にも見られる豪奢でかぶいた桃山文化に応じた。臨済宗の当世一流の僧侶である虎哉宗乙から学んだことは、もう一方の桃山文化の特徴である禪の影響を受けた利休の活き活きとした侘びの茶に通じていた。さらに、王朝文化の再活の色が濃い寛永文化の遠州公の御茶には、和歌をはじめ王朝文化の教養の高さで通じていた。時代の変遷においても、対応できるその教養は、伊達家の文化に対する伝統によって培われた。

時は遡るが、政宗公が家督を継がれた時に、父輝宗公から伊達家の正月行事の詳細を手書きした「正月仕置之事」が渡された。その中の四日に、「ちやのひきそめ（茶の挽き初め）」という語があり、伊達家にそれ以前から茶の湯の伝統が根付いていたことを示す語がある。このことを自治体に置き換えれば、大切なことはどのような状況でも、その原点の思いと行いを続け育むならば、それがその自治体の家風となり、やがて強く大きな力となることを示している。

政宗公が所蔵していた茶道具も一流で、唐物茶入の「岩城文琳」、天目茶碗の「秋葉天目」等があった。また、香の分野だが、天下の名香木「柴舟」も所持されていた。一流の道具をただ集めるのではなく、政宗公が目指していた御

茶は、「普段うちくつろぎたる中をもきつと改める」ものであった。大切な茶碗を落としそうになって心が動揺したことを恥じて、茶碗をたたき割られたこともあった。雨の日の憂鬱な時には、家臣に茶杓削りを勧め、心を落ち着かせることもあった。一瞬一瞬精一杯生を輝かそうという潔い覚悟、一瞬一瞬自分を磨き続けるたゆまぬ努力の姿が政宗公の茶の湯にはあり、生き様が あった。御茶で客を招いた時は、身分にかかわらず、茶室、道具、露地も行き届くように家臣に命じ、料理も大切にされた。料理は招いた客の好みを事前に聞き、季節に合いながらも目立たないものを一種か二種ほど出し、すずやかに物ごとをきれいにするのが御馳走だとして、思いやりを第一とされた。これら政宗公の茶の湯の特徴は、「政宗さとしの桜」の逸話で見られた潔い覚悟と思いやりが根底にある。それは、宮城県内の人・まち・自然・文化の礎のルーツとなり、今に続く。

東日本大震災から七年。宮城県内の自治体は、職員はどのような思いでどのようなものを築くのか、その道標にもなるだろう。

「曇りなき心の月を 先立てて 浮世の闇を 照らしてぞ行く」政宗公の辞世の句である

《執筆者》 坂口 正治

さかぐち まさはる

一般社団法人 公共経営支援協会代表理事

岡山県高梁市行政経営アドバイザー

鳥取県南部町行政経営アドバイザー



町村会からのお知らせ

共済事業



生協自動車共済の特約共済について

町村生協自動車共済は、2つの種類がありますが、どちらの契約にも以下の特約が自動的に付帯されています。

①自損事故傷害共済金

契約車両がガードレールへ衝突、崖から転落するなどし、車の所有者、運転者が死傷した場合で、自賠責保険、政府補償の対象とならない場合に支払うもの。

②無共済等自動車傷害共済金

自動車同士の事故で、契約車両の正規の場所に搭乗中の契約者・親族が、相手方の自動車の過失により死亡又は後遺障害が生じたが、相手方が無保険であり、十分な賠償が受けられない場合に支払うもの。

③限定搭乗者傷害共済金

契約車両により、被共済者が死傷した場合に共済金を支払うもの。(組合の対人賠償、自損事故傷害、無共済等自動車傷害共済の共済金対象者には支払いません。)

④他車運転特約(普通・小型・軽自動車契約に適用)

契約者・配偶者又は同居の親族が他の自動車を自ら運転し、運転中に賠償責任が生じたとき、その自動車を契約車両とみなして共済金の支払をするもの。

⑤臨時費用

対人事故により、被害者が次の事項に該当する時、対人賠償と別枠で支払うもの(1回の事故に対して、被害者1名につき)。

- ・死亡した場合 10万円
- ・30日以上入院した場合 3万円

詳しい内容については、団体担当者または、下記までお問い合わせください。

宮城県町村会事業推進課 TEL 022-221-9203



町村会日誌

2月

▼1日 宮城県
市町村非常勤消
防団員補償報償組合議会(県自治
会館)

▼7日 自治功労者表彰式(県自治
会館)

▼7日 町村長会議(県自治会館)

▼7日 宮城県市町村水産業振興
対策協議会・総会(県自治会館)

▼14日 宮城県町村議会議長会・
館)

3月

定期総会(県自治会館) 村上会長
出席
▼21日 全国観光地所在町村協議
会・理事会(全国町村会館) 村上
会長出席

▼11日 東日本
大震災南三陸町

追悼式(南三陸町総合体育館) 浅

野副会長出席

▼16日 宮城県市町村等非常勤職
員公務災害補償等認定委員会(県
自治会館)

▼19日 正副会長会議(県自治会
館)

町村会の予定6-7月

- 6月7日(木) 人事行政研修
- 6月11日(月) 消防実務研修
- 6月18日(月) 町村会監事会
- 6月26日(火) 正副会長会議、町村長会議
- 6月27日(水) 自動車事故処理研修会
- 7月4日(水) 移動研修
- 7月5日(木) 消防組合監査
- 7月6日(金) 人づくり政策研修
- 7月18日(水) 県選出国会議員に対する
要望事項説明会
- 7月19日(木) 政府要望実行運動
- 7月22日(日) 市町村職員採用統一試験
- 7月30日(月)~8月1日(水)
町村長視察研修

編集室



若葉が萌えいで新緑の
美しい季節になりました。
今号の町村会のごき
きは、新規採用職員研修を
中心にレポートしまし
た。また、本会の事業計
画の概要を紹介しました。
本年度もよろしくお願
いいたします。

